

消防危第 156 号
令和 8 年 6 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長
各消防本部消防長
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 83 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第 241 号）が令和 8 年 6 月 29 日に公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。

記

第 1 改正内容に関する事項

1 危険物施設の周囲に保有する空地に係る規制の見直しについて

危険物施設の周囲に保有する空地（以下「保有空地」という。）について、当該危険物施設の周囲に耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じ、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設け、及び当該危険物施設の出入口等の周辺に消防活動のための空地を保有する場合には、Ⅰ及びⅡの要件を満たす範囲内において保有空地の幅を減じ、又はⅠ及びⅡの要件を満たすときに保有空地を保有しないことができるように規制の特例を拡大したこと。（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 13 条の 6、第 16 条の 2 の 3、第 16 条の 2 の 4、第 22 条の 2 の 3 及び第 24 条の 12 並びに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）第 2 条の 4 及び第 4 条の 2 の 2 から第 4 条の 2 の 2 の 3 まで関係）

Ⅰ 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該危険物施設に隣接する建築物等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

Ⅱ 危険物施設に隣接する建築物等で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該危険物施設の外壁等が、燃焼せず、か

つ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

2 危険物施設と高圧ガス施設等間に設ける保安距離に係る規制の見直しについて

危険物施設と高圧ガス施設等間に設ける保安距離について、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じた場合には、Ⅰ及びⅡの要件を満たす距離を当該保安距離とすることができるように規制の特例を設けたこと。
(規則第13条の6及び告示第2条の3関係)

Ⅰ 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該危険物施設に隣接する高圧ガス施設等が以下の基準に適合すること。

- ・ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス施設等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
- ・ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス施設等の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該施設で製造し、貯蔵し、又は消費する高圧ガス等の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。

Ⅱ 危険物施設に隣接する高圧ガス施設等で火災又は爆発が発生するものとした場合において、当該危険物施設が以下の基準に適合すること。

- ・ 当該火災の輻射熱により当該危険物施設の外壁等が燃焼せず、かつ、当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により当該危険物施設の外壁等が防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
- ・ 当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により、当該危険物施設の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該危険物施設で貯蔵し、又は取り扱う危険物の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。

3 給油取扱所における危険物から水素を製造するための改質装置に係る規制の見直し

電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を設ける給油取扱所に、メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置を設ける場合には、以下の基準によることとしたこと。(規則第27条の5関係)

Ⅰ メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置に接続する廃油タンクは、容量3万リットル以下とすること。

Ⅱ メチルシクロヘキサン、水素又はトルエンが漏えいした場合にメチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置の運転を自動的に停止させる装置を設けること。

Ⅲ メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置における危険物の取扱量は、指定数量の150倍未満であること。

4 移送取扱所の配管の構造等に係る規制の見直し

移送取扱所の配管のうち事業所の敷地内の地上又は地下に設置するものについて、配管の最小厚さの規定を適用しないこととするとともに、移送取扱

所の配管等の材料について、設置場所の状況等にかかわらず、告示で定める規格と同等以上の機械的性質を有するものを認める等の改正を行うこととしたこと。（規則第 28 条の 4 及び第 28 条の 5 並びに告示第 42 条関係）

5 甲種危険物取扱者試験の受験資格に係る規定の整備について

学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）の施行に伴い、甲種危険物取扱者試験の受験資格に係る規定のうち専修学校に係る部分等について、所要の規定の整備を行うこととしたこと。（規則第 53 条の 3 関係）

6 その他、所要の規定の整備を行うもの

第 2 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

公布の日の翌日から施行することとしたこと。（改正省令附則第 1 項等関係）

2 経過措置に関する事項

- 改正省令による改正後の規則第 53 条の 3（専修学校の専門課程に係る部分に限る。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に専修学校の専門課程に入学した者について適用し、同日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る甲種危険物取扱者試験の受験資格については、なお従前の例によることとしたこと。（改正省令附則第 2 項関係）
- 改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正省令附則第 3 項関係）

(連絡先)

消防庁危険物保安室

齋藤、羽田野、池田

T E L : 03-5253-7524

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp